

パブリックコメントの結果公表

- ・政策等の名称

成田市多文化共生指針（素案）

- ・意見等の募集期間

令和3年7月1日 から 令和3年8月2日

- ・意見等の件数

5件 （3人）

- ・担当課

市民協働課（0476-20-1507）

成田市多文化共生指針（素案）について提出された意見と市の考え方

番号	提出された意見の概要	意見に対する市の考え方
1	<p>成田市に在住する外国人が次第に増加し、かつその国籍も多様化する中において日本人と外国人が共生出来る取り組みは必要であると思います。</p> <p>一方、外国人の住民が多い地域では様々な問題が発生していると聞き及んでいます。（市内自治会での事例）</p> <p>まずは、外国人住民が自国と日本の文化、慣習の違いを理解して、日本の文化、慣習を尊重して頂くべきかと思えます。</p> <p>加えて、日本の社会では「空気を読む＝言わなくても分かる」ことが普通とされていますが、文化、慣習の違う外国人に、同じ事は期待出来ないの、日本社会における文化、慣習を明確に文章で説明し、いち早く日本の社会に溶け込んで行けるようにすべきと考えます。</p>	<p>いただきましたご意見を参考に、主に「基本目標 1 外国人住民と日本人住民が共生する環境づくり－施策の方向性(3) 日本文化の理解促進」の中で、外国人住民とそれを受け入れる日本人住民が共に安心して暮らせるまちづくりのため、どのようなことができるか検討してまいります。</p>
2	<p>以下の5点について、「P14 施策の方向性 (3) 日本文化の理解促進」の具体的な施策内容として追加することを提案します。</p> <p>1. 転入時、日本の生活習慣を外国人住民に提供するため、「外国人情報窓口」のような生活習慣を伝える窓口を設置すること</p>	<p>1. 本市では、外国人に対する多言語に対応した相談・情報提供を一元的に担う「外国人総合相談窓口」を設置しております。生活習慣等の情報提供につきましては、「外国人総合相談窓口」で対応することとしております。</p> <p>2. 「外国人総合相談窓口」では、12か国語で対応しております。常設の外国人相談員2名が英語、又はスペイン語で対応し、それ</p>

番号	提出された意見の概要	意見に対する市の考え方
	<p>2. その窓口で、通訳者を付けて日本の生活習慣を伝える時間を設けること</p> <p>3. 不動産業者が、日本の生活習慣について説明する時間を十分に設けるよう依頼すること</p> <p>4. 外国人従業員が、日本の生活習慣をしっかりと理解できるオリエンテーションを開催するように、外国人雇用企業へ依頼すること</p> <p>5. 外国人雇用企業が、来日後1か月、半年などの期間で、定期的に日本の生活習慣に関するオリエンテーションを、外国人従業員に対して実施するように依頼すること</p>	<p>以外の言語につきましては、タブレットによるテレビ電話通訳等を使用し、対応しております。</p> <p>3. 日本の生活習慣について説明するために、今後、「外国人のための生活習慣マニュアル」などを作成し、そのマニュアルの活用を推進してまいりたいと考えております。</p> <p>4, 5. 外国人雇用企業や技能実習生等を監理する団体と、どのような連携を図れるか、今後検討してまいります。</p>
3	<p>以下の6点について、「P25 施策の方向性(2)外国人住民の社会参画支援」の具体的な施策内容として追加することを提案します。</p> <p>1. 外国人が多く住んでいる地域を「多文化共生モデル地区」に設定</p> <p>2. 地域社会における交流促進の場として、公民館の活用を明示</p> <p>3. コーディネーターとして公民館の職員の活用を明示</p> <p>4. コーディネーター機能(双方の住民関係をつなぐ)の明示</p> <p>5. これら施策の評価方法の明示</p> <p>6. コーディネーター育成研修の実施を明示</p>	<p>本指針は、成田市の多文化共生を考えるための方向性を示すもので、全ての事業を記載するのではなく、主な取組を抜粋して記載しております。このため、具体的な施策内容として追加することはいたしません。今後、外国人住民の社会参画支援を進めていくうえで、いただいたご意見を参考にさせていただきます。</p>

番号	提出された意見の概要	意見に対する市の考え方
4	<p>総論としての指針の内容は素晴らしいものだと思います。しかし、ありたい姿に近づくための具体策はもっと深掘りして好事例を共創していく必要があります。そのための行政の具体的な取組みとして、市全体や地域・地区レベルの活動以外に、自治会エリアでの活動（以下の2点）を提言します。協力先の自治会が決まれば、すぐに実行できます。</p> <p>(1) 外国人住民が多く暮らしている自治会（公営住宅団地など）との意見交換会（外国人住民も参加してもらう）の実施。</p> <p>(2) 上記に加え、1つの自治会との実証実験（*）を行い、その自治会エリアの日本人住民と外国人住民の協力の下、横展開可能な好事例を創出する。</p> <p>（*）本指針で想定している多くの取組みの中から、住民目線で優先順位が高いものから、まず試行してみる。例えば、期間を1年間と決めて実施して、その結果を評価する形をとれば、行政側の負担も少ないものと思料します。</p>	<p>いただいたご意見につきましては「基本目標3「個性」を大切にするまちづくり－施策の方向性（1）多文化共生の意識啓発・醸成－①地域住民などに対する多文化共生の意識啓発」に含め、今後具体的な取組について検討させていただきます。</p>
5	<p>外国人住民、特に子どもたちの日本語教育は最優先事項だと思います。自力で日本語を勉強できる基礎的なレベル（小学生高学年の日本語）までは、場当たりの、イベント的な対応では</p>	<p>本指針では、子どもたちと共に、その保護者に対する日本語教育についても大切であると考えております。</p> <p>いただいたご意見にあります子どもたちの日本語教育については「基本目標2 外国人住民も日本人住民も安心して暮らせるまち</p>

番号	提出された意見の概要	意見に対する市の考え方
	<p>なく、継続性が求められると考えます。これを教育現場だけに押し付けるのは無理があります。</p> <p>例えば、今ある既存のオンライン教材を無償で一定期間自由に学習できるようにする必要があります。最初は市の負担になりますが、将来的には、市で民間や支援団体の協力を得て、独自の教材を作成してもいいと考えます。対面のボランティアや自治会との協働は場所と時間の制約があるため、そもそも対象者の一部にしか届きません。やる気のある外国人住民が世代問わず、無償で日本語をオンラインで学べる環境づくりをまず検討していただきたいです。</p>	<p>づくり－施策の方向性(1)教育機会の確保－④日本語の学習支援」において対応し、年代に関わらない日本語教育については「基本目標 1 外国人住民と日本人住民が共生する環境づくり－施策の方向性(2)日本語教育の推進－①日本語教育の推進と体制の整備」において対応いたします。日本語をオンラインで無償で学べる環境づくりは文化庁HPにおいて、「生活者としての外国人」のための日本語学習サイトが無料公開されているため、こちらの活用啓発と共に、その他ニーズに合わせた日本語学習についても、今後調査研究してまいります。</p>